

注 意 事 項

ごみ等処理施設搬入許可証

番 号	
業 者 名	
搬 入 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
搬 入 物	一 般 廃 棄 物
車 種	
車 両 番 号	
最大積載量	kg

大 阪 市 環 境 局

1. 処理施設への搬入車両は、無蓋車の場合、完全にシートをすること。
2. 搬入者は、本市及び大阪広域環境施設組合の規則並びに本市及び処理施設の職員の指示に従うこと。
3. 処理施設への搬入経路が指示されているときは、これを守ること。
4. 非ダンプ車(機械的にごみを排出する車以外)の場合、助手を同乗させること。
5. 処理施設の器物を破損しないように注意すること。破損した場合は、速やかに損害を賠償すること。
6. 搬入物展開検査を受けるときは、搬入者は協力すること。
7. 搬入者は、処理施設内での喫煙など、火気を一切使用しないこと。
8. 一日あたりの割当搬入台数を正確に守ること。
9. 搬入物をおろす場合は、本市及び処理施設の職員の指示に従うこと。

10. 搬入時間

工 場 9:00 ~ 16:00 (昼間 但し日曜は13:00以降取り扱いをしない) 17:00~翌9:00 (夜間)
※12:00 ~ 13:00 及び 23:00 ~ 翌2:00 は取り扱いをしない。
 廃砕施設・設備 9:00 ~ 12:00 13:00 ~ 16:00 (日曜を除く)
 中 継 地 9:00 ~ 12:00 13:00 ~ 16:00 (日曜を除く)

11. 搬入禁止物
 - (1) 資源化可能な紙類
 - (2) 上記以外の分別収集対象品目 (空き缶・空きびん・ペットボトル及び金属製の生活用品・容器包装プラスチック)
 - (3) 有害性、危険性及び引火性のある物
 - (4) 著しく悪臭を発する物及び著しく発色性、発泡性又は飛散性を有する物
 - (5) 特別管理一般廃棄物
 - (6) 家電リサイクル法対象品目
 - (7) 液状の物
 - (8) 動物の死体
 - (9) その他処理施設若しくはその周辺の環境を悪化させ、処理施設における処理を著しく困難にし、又は、処理施設の機能に支障を生じさせるおそれのある物
12. 処理施設に搬入する際、本許可証を運転席のダッシュボード上に掲げること。
13. 上記各号に違反した場合、搬入を禁止する。